

資 循 第 1 6 6 4 号

令 和 6 年 1 2 月 2 3 日

大 阪 府 環 境 審 議 会

会 長 辰 巳 砂 昌 弘 様

大 阪 府 知 事 吉 村 洋 文



大 阪 府 循 環 型 社 会 推 進 計 画 の 策 定 に つ い て (諮 問)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項に規定する都道府県廃棄物処理計画に位置づけられている標記計画の策定について、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

「大阪府循環型社会推進計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく都道府県廃棄物処理計画並びに大阪府循環型社会形成推進条例に基づく基本方針及び行動指針に位置づけられ、また、大阪府環境総合計画の資源循環分野の実行計画として、令和3年3月に策定し、めざすべき循環型社会の将来像に向けて、3R（リデュース、リユース及びリサイクル）、プラスチックごみ対策、適正処理の取組を推進してきました。

これまでの3Rの進展により、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに排出量及び最終処分量は概ね減少してきています。近年では、市町村に加えて、民間事業者の自主的な資源の回収が広がるとともに、両者の連携による新たな排出抑制の動きなども見られますが、循環型社会を形成するためには、さらなる取組の推進が必要となります。

また、現行計画の策定以降、国によりプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行や資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の制定、第五次循環型社会形成推進基本計画の策定等が行われ、新たに循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行や資源循環分野におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組が求められています。

以上を踏まえ、新たな循環型社会推進計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものです。